

第1号様式（第6条関係）

特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書

年　月　日

(あて先) 名古屋市長

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称													
事業場の所在地	電話番号 ()												
事業場で発生する特別管理産業廃棄物の種類 (該当するものの番号を○で囲んでください。)	1 引火性廃油 3 腐食性廃アルカリ 5 特定有害廃P C B等 7 特定有害P C B処理物 9 特定有害指定下水汚泥 11 特定有害廃石綿等 13 特定有害燃え殻 15 特定有害汚泥 17 特定有害廃アルカリ	2 腐食性廃酸 4 感染性産業廃棄物 6 特定有害P C B汚染物 8 特定有害廃水銀等 10 特定有害鉱さい 12 特定有害ばいじん 14 特定有害廃油 16 特定有害廃酸 18 第13号特定有害廃棄物											
特別管理産業廃棄物管理責任者(未設置の事業場の場合は、予定されている方)の職名、氏名及び資格 (資格については、裏面の「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格」中の該当する番号を記入し、学歴、職歴、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習については、資格に関するものについて記入してください。)	<p>(フリガナ)</p> <p>職名 氏名</p> <p>資格 裏面「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格」中、()に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学歴 (資格に関する学歴を記載してください。) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">卒業した学校名</td> <td style="padding: 5px;">卒業課程</td> <td style="padding: 5px;">修得科目</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・ 職歴 (産業廃棄物の処理に関する実務経験を記載してください。) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">実務内容</td> <td style="padding: 5px;">職務期間</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習について <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 講習を修了 <input type="checkbox"/> 講習を受講予定</p> 			卒業した学校名	卒業課程	修得科目				実務内容	職務期間		
卒業した学校名	卒業課程	修得科目											
実務内容	職務期間												
特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置した日	年　月　日												

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

- 1 2年以上、環境衛生指導員の職にあった方
- 2 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 3 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 4 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校的理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 5 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校的理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 6 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 7 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 8 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 9 名古屋市長が指定する機関が実施する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習を修了した方